





し、全計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるよう整備しなければならない。

会計検査院は、常に適確に開項の検査を行わなければならない。

#### 第五章 監督及び助成

第二十一条 經濟安定本部總務長官は、海上輸送に関する基本的な政策及び計画に関して、船舶公團を指導監督する。

經濟安定本部總務長官は、海上輸送に関する基本的な政策及び計画を確保するため必要があると認めると、船舶公團に対し、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、船舶又は船舶用資材の確保又は活用を図るために必要があるときには、船舶公團に対し、経済安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計画に基づいて、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は經濟安定本部總務長官は、必要があると認めるときには、船舶公團又は船舶公團から船舶若しくは造船事業用設備の貸付を受け、又は船舶用資材の賣渡度を受けた者に対する報告をさせ、又は該官吏に、必要な場所に臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させ

ることができる。

前項の規定により、当該官吏に臨檢検査せらる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

会計検査院は、常に適確に開項の検査を行わなければならない。

#### 第六章 監督及び助成

第二十二条 船舶公團は、その役員及び職員に対して、特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定め、經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

經濟安定本部總務長官は、船舶公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができます。

主務大臣は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、前項の補償に関し必要な規定を定めた後でなければ、第一項の命令をなすこと

ができる。

經濟安定本部總務長官は、船舶公團の役員が船舶公團の目的及び業務について、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行してい

ないときには、これを解任することができます。

經濟安定本部總務長官は、左に掲げ

第二十三条 主務大臣は、船舶公團から船舶若しくは造船事業用設備の貸付を受けた者に対する報告をさせ、又は船舶公團が第二十

二条第二項の規定による經濟安定

役員又は職員は、これを五年以下

本部總務長官の命令を実行するにつき必要な協力を命ずることができる。

一 第十六條に規定しない業務を行つた場合

一 船舶公團の注文により船舶、船舶用機関又は、ぎ製品の製造をなす者及び船舶公團と共同でその注文をなす者

官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

二 第二十一條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長

官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

三 船舶公團から船舶、船舶用資材又は造船事業用設備の賣渡又は貸付を受けた者

前項の命令により、協力を命ぜられた者が、損失を被つたときには、船舶公團は、その者に対して、協力の終つた日から一箇月以内に、適正な補償を支拂わなければならぬ。

經濟安定本部總務長官は、船舶公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができます。

主務大臣は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、前項の補償に関し必要な規定を定めた後でなければ、第一項の命令をなすこと

ができる。

經濟安定本部總務長官は、船舶公團の役員が船舶公團の目的及び業務について、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行してい

ないときには、これを解任することができます。

經濟安定本部總務長官は、左に掲げ

第二十四条 主務大臣は、左に掲げ

第二十五条 前條第一項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十六条 左の場合は、

その違反行為をなした船舶公團の

役員又は職員は、これを五年以下

の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十七条 この法律施行の期日は、

勅令でこれを定める。

第三十條 この法律施行の期日は、

船舶公團が、前項の規定により

承継する権利及び義務の範囲並び

に承継に関して必要な事項は、命令

の徵役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十六條に規定しない業務を行つた場合

一 船舶公團の設立に關する事務を處理させる。

第三十二条 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときには、設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十三条 基本金の拂込があつたときには、設立委員は、遅滞なくその事務を船舶公團の總裁に引き継がなければならない。

總裁が前項の事務の引継を受けたときは、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

船舶公團は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三十四条 船舶公團でない者で、

この法律施行の際現に船舶公團又はこれに類似する名称を用いているものについては、この法律施行後六箇月を限り、第九條の規定を適用しない。

第三十五条 船舶公團は、產業設備營團の船舶、船舶用機関、ぎ製品及び船舶用資材並びに造船事業用設備に關する権利及び義務を承継するものとする。

船舶公團が、前項の規定により

承継する権利及び義務の範囲並び

に承継に関して必要な事項は、命令

でこれを定める。

ます

して牧野英一君を指名致します

第二條 収入とは、國の各般の需要を充たすための支拂の財源となるべき現金の收納をいふ。支出とは、國の各般の需要を充たすための現金の支拂をいふ。

○國務大臣増田甲子七君發壇  
〔國務大臣増田甲子七君發壇〕  
法案の提案理由を御説明申上げます、

今日我が國經濟が輸送力の逼迫の爲に著しく其の復興を阻害されて居りますることは御承知の通りでございます、殊に海上輸送に付きましては、今次の戰爭に依りまして保有船舶の大半を喪失し、全く壊滅的に等しい状態となりました、従つて今日の如く極度に生産

が低下して居りまする状況に於きましても所要の海上輸送を完遂致します爲には、異常なる努力を要する所でござります、況してや今後生産の回復に伴ひ、海上荷物が増加致しまするに至り、いのでござります、従つて今後に於ける物資の出廻りも海上輸送に制約せられて圓滑を缺くに至り、折角の生産回復も所期の成果を收め得ざるに至り、延いては我が國經濟の復興を遅延せしめる處なしとしないのでござります、一方、今日の海上運賃と新造船價との間に異常なる不均衡が存在し、且海運界が軍需補償の打切に依つて、他産業には見られない甚大な損失を蒙りました爲、我が國海運界の自力を以てしては、船腹の増強を圖ることは勿論、現在の遊休船舶を稼動せしめる爲必要な修理を施すことすら容易に之を行ひ得ない状況であります、斯様な状態に

於きまして輸送力の緊急増強を圖りまする爲には、國家的に所要の調整措置を講ずることが絶對的に必要であると認められますので、新たに國策遂行機關たる船舶公團を設立し、運賃と新造船價及び修繕料との間の不均衡は船舶共有の方程式に依つて之を調整し、以致した次第であります、船舶公團の業務の主なるものと致しましては、終戰當時より工事繼續中の船舶の建造に関する業務を商業設備營團より承継し

て、之が急速なる完成を圖りますると共に、非能率船の改造、沈没船の引揚、不良船の解體及び代船の建造等當面の輸送力増強の爲必要なる船腹の整備並に活用に關する業務を行ふことと致して居ります、尙右の如き業務は、國家が其の責任に於て實施すべきものでありますから、其の業務の運営に當るべき役職員に付きましては、之を政府職員とすることとなつて居りますが、之が運営に當りましては、民間の知識経験を十分に活用致したいと考へて居る次第でござります、船舶公團は以上趣旨に依りまして、我が國の經濟復興に必要不可缺なる輸送力の緊急増強を目的として設立せむとするものでありまして、能く限り速かに之が實現を圖る必要があると認められますので、茲に船舶公團設立の根據法律と致しまして、船舶公團法案を提出致しました次第であります、何卒十分御審議ございませぬか

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵の動議に御異議ございませんか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます、特別委員の氏名を朗讀致させます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます、北村大藏政務次官

が、〔小野寺書記官朗讀〕  
船舶公團法案特別委員

侯爵東郷 伯爵後藤 一藏君 佐賀金子 武廣君

子爵柳澤 光治君 佐賀龍助 宏光君

中村藤兵衛君 田部長右衛門君 正之君

竹中藤右衛門君 渡邊 三郎君

塩田 國平君 岸本 彦衛君

朽木 嘉郎君 小汀 利得君

子爵牧野 忠永君 男爵松田 敏雄君

子爵肝付 兼英君 男爵内田 稔雄君

村上 巧兒君

八君より、都合に依り検察廳法案外七件の特別委員を辭任致いた旨の申出がありましたが、許可を致して御異議ございました

○議長(公爵徳川家正君) 今日副島千

第一條 國の予算その他の財政の基本

に關しては、この法律の定めると

財政法

第一章 財政總則

第二章 財政總則

第三章 予算

第四章 決算

第五章 雜則

第六章 雜則

第七章 雜則

第八章 雜則

第九章 雜則

第十章 雜則

第十一章 雜則

第十二章 雜則

第十三章 雜則

第十四章 雜則

第十五章 雜則

第十六章 雜則

第十七章 雜則

第十八章 雜則

第十九章 雜則

第二十章 雜則

第二十一章 雜則

第二十二章 雜則

第二十三章 雜則

第二十四章 雜則

第二十五章 雜則

第二十六章 雜則

第二十七章 雜則

第二十八章 雜則

第二十九章 雜則

第三十章 雜則

第三十一章 雜則

第三十二章 雜則

第三十三章 雜則

第三十四章 雜則

第三十五章 雜則

第三十六章 雜則

第三十七章 雜則

第三十八章 雜則

第三十九章 雜則

第四十章 雜則

第四十一章 雜則

第四十二章 雜則

第四十三章 雜則

第四十四章 雜則

第四十五章 雜則

第四十六章 雜則

第四十七章 雜則

第四十八章 雜則

第四十九章 雜則

第五十章 雜則

第五十一章 雜則

第五十二章 雜則

第五十三章 雜則

第五十四章 雜則

第五十五章 雜則

第五十六章 雜則

第五十七章 雜則

第五十八章 雜則

第五十九章 雜則

第六十章 雜則

第六十一章 雜則

第六十二章 雜則

第六十三章 雜則

第六十四章 雜則

第六十五章 雜則

第六十六章 雜則

第六十七章 雜則

第六十八章 雜則

第六十九章 雜則

第七十章 雜則

第七十一章 雜則

第七十二章 雜則

第七十三章 雜則

第七十四章 雜則

第七十五章 雜則

第七十六章 雜則

第七十七章 雜則

第七十八章 雜則

第七十九章 雜則

第八十章 雜則

第八十一章 雜則

第八十二章 雜則

第八十三章 雜則

第八十四章 雜則

第八十五章 雜則

第八十六章 雜則

第八十七章 雜則

第八十八章 雜則

第八十九章 雜則

第九十章 雜則

第九十一章 雜則

第九十二章 雜則

第九十三章 雜則

第九十四章 雜則

第九十五章 雜則

第九十六章 雜則

第九十七章 雜則

第九十八章 雜則

第九十九章 雜則

第一百章 雜則

第一百一章 雜則

第一百二章 雜則

第一百三章 雜則

第一百四章 雜則

第一百五章 雜則

第一百六章 雜則

第一百七章 雜則

第一百八章 雜則

第一百九章 雜則

第一百十章 雜則

第一百十一章 雜則

第一百十二章 雜則

第一百十三章 雜則

第一百十四章 雜則

第一百十五章 雜則

第一百十六章 雜則

第一百十七章 雜則

第一百十八章 雜則

第一百十九章 雜則

第一百二十章 雜則

第一百二十一章 雜則

第一百二十二章 雜則

第一百二十三章 雜則

第一百二十四章 雜則

第一百二十五章 雜則

第一百二十六章 雜則

第一百二十七章 雜則

第一百二十八章 雜則

第一百二十九章 雜則

第一百三十章 雜則

第一百三十一章 雜則

第一百三十二章 雜則

第一百三十三章 雜則

第一百三十四章 雜則

第一百三十五章 雜則

第一百三十六章 雜則

第一百三十七章 雜則

第一百三十八章 雜則

第一百三十九章 雜則

第一百四十章 雜則

第一百四十一章 雜則

第一百四十二章 雜則

第一百四十三章 雜則

第一百四十四章 雜則

第一百四十五章 雜則

第一百四十六章 雜則

第一百四十七章 雜則

第一百四十八章 雜則

第一百四十九章 雜則

第一百五十章 雜則

第一百五十一章 雜則

第一百五十二章 雜則

第一百五十三章 雜則

第一百五十四章 雜則

第一百五十五章 雜則

第一百五十六章 雜則

第一百五十七章 雜則

第一百五十八章 雜則

第一百五十九章 雜則

第一百六十章 雜則

第一百六十一章 雜則

第一百六十二章 雜則

第一百六十三章 雜則

第一百六十四章 雜則

第一百六十五章 雜則

第一百六十六章 雜則

第一百六十七章 雜則

第一百六十八章 雜則

第一百六十九章 雜則

第一百七十章 雜則

第一百七十一章 雜則

第一百七十二章 雜則

第一百七十三章 雜則

第一百七十四章 雜則

第一百七十五章 雜則

第一百七十六章 雜則

第一百七十七章 雜則

第一百七十八章 雜則

第一百七十九章 雜則

第一百八十章 雜則

第一百八十一章 雜則

第一百八十二章 雜則

第一百八十三章 雜則

第一百八十四章 雜則

第一百八十五章 雜則

第一百八十六章 雜則

第一百八十七章 雜則

第一百八十八章 雜則

第一百八十九章 雜則

第一百九十章 雜則

第一百九十一章 雜則

第一百九十二章 雜則

第一百九十三章 雜則

第一百九十四章 雜則

第一百九十五章 雜則

第一百九十六章 雜則

第一百九十七章 雜則

第一百九十八章 雜則

第一百九十九章 雜則

第一百二十章 雜則

第一百二十ー章 雜則

第一百二十ーー章 雜則

第一百二十ーーー章 雜則

第一百二十ーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーーーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーーーーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーーーーーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーーーーーーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーーーーーーーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーー章 雜則

第一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー章 雜則

</

前項但書の規定により公債を發行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を國会に提出しなければならない。

第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、國會の議決を経なければならない。

第五條 すべて、公債の發行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、國會の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

第六條 各会計年度において歳入歳出の決算上剩余が生じた場合には、当該剩余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるもの以外、これを剩余金を生じた年度の翌年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。

前項の剩余金の計算については、政令でこれを定める。

第七條 國は、國庫金の出納上必要があるときは、大藏省証券を發行し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。

前項に規定する大藏省証券及び一時借入金は、當該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない。

大藏省証券の發行及び一時借入金の借入の最高額については、毎会計年度、國會の議決を経なければならぬ。

第八條 國の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

第九條 國の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支拂手段として使用し、又は適正な対價なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

國の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

第十條 國の特定の事務のために要する費用について、國以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならぬ。

前項に規定するもの以外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、國は毎会計年度、國會の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行爲をなすことができる。

前二項の規定により國が債務を負担する行爲に因り支出すべき年限は、當該会計年度以降三箇年度以内とする。但し、國會の議決により更にその年限を延長するもの並びに外國人に支給する給料及び恩給、地方公共團体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の估料及び國際條約に基づく分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りでない。

第十一條 國の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第十二條 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。

第十三條 國の金計を分つて一般会計及び特別会計とする。

國が特定の事業を行ふ場合、特定の資金を保有してその運用を行ふ場合その他歳入を以て特

定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して經理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

第三章 予算

第一節 総則

第十四條 歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない。

第十五條 法律に基くもの又は歳出予算の金額の範囲内におけるもの外、國が債務を負担する行爲をなすには、予算を以て、國會の議決を経なければならない。

前項に規定するもの以外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、國は毎会計年度、國會の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行爲をなすことができる。

第十六條 予算は、予算總則、歳入歳出予算及び國庫債務負担行爲とする。

第二節 予算の作成

第十七條 衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び國庫債務負担行爲の見積に供するため、内閣に送付し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び國庫債務負担行爲の見積に関する書類を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び國庫債務負担行爲の見積に関する書類を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の見積を検討して必要な調整を行い、歳入、歳出及び國庫債務負担行爲の概算を作製し、閣議の決定を経なければならない。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、國會、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予算衆議院議長、參議院議

員長、最高裁判所長官及び会計検査院において國会に報告しなければならない。

第一項又は第二項の規定により國が債務を負担する行爲は、これを國庫債務負担行爲といふ。

第十九條 内閣は、國會、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合においては、國會、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、國会が國會、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

第二十條 大藏大臣は、毎会計年度、第十八條の閣議決定に基いて、歳入予算明細書を作製しなければならない。

衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各廳の長といふ）は、毎会計年度、第十八條の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第三十一條 大藏大臣は、歳入予算明細書、衆議院、參議院、裁判所、会計検査院並びに内閣及び各省（以下各省各廳といふ）の予定経費要求書及び國庫債務負担行爲要求書に基いて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

第四十一條 大藏大臣は、歳入予算明細書、衆議院、參議院、裁判所、会計検査院並びに内閣及び各省（以下各省各廳といふ）の予定経費要求書及び國庫債務負担行爲要求書に基いて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

ない。

第二十二条 予算總則には、歳入歳出予算及び國庫債務負擔行爲に関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第四條第一項但書の規定によ

る公債又は借入金の限度額

二 第四條第三項の規定による公

共事業費の範囲

三 第五條但書の規定による日本

銀行の公債の引受及び借入金の

借入の限度額

四 第七條第三項の規定による大

藏省証券の発行及び一時借入金

の借入の最高額

五 第十五條第二項の規定による

國庫債務負擔行爲の限度額

六 前各号に掲げるものの外、予

算の執行に關し必要な事項

第二十三條 歳入歳出予算は、歳入

につては、その性質、歳出にあ

つては、その目的に從つて部に大

別し、更に、各部中においてはこ

れを款項に区分し、又、その收入

又は支出に關係のある部局等の組

織の別を明らかにしなければなら

ない。

第二十四條 予見し難い予算の不足

に充てるため、内閣は、予備費と

して相当と認める額を、歳入歳

出予算に計上しなければならな

い。

第二十五條 歳出予算のうち、経費

の性質上年度内にその支出を終ら

ない見込のあるものについては、

特にその旨を歳入歳出予算に明示

し、これを翌年度に繰り越して使

用することについて、國会の承認

を得ることができる。

第二十六條 國庫債務負擔行爲は、

事項ごとに、その必要的理由を明

らかにし、且つ、行爲をなす年度

及び債務負担の限度額を明らかに

し、又、必要に應じて行爲に基い

て支出をなすべき年度、年限又は

年割額を示さなければならぬ。

第二十七條 内閣は、毎会計年度の

予算を、前年度の十二月中に、國

会に提出するのを常例とする。

第二十八條 國会に提出する予算に

は、参考のために左の書類を添附

しなければならない。

一 歳入予算明細書

二 各省各廳の予定經費要求書及

び國庫債務負擔行爲要求書

三 前前年度歳入歳出決算の総計

表及び純計表、前年度歳入歳出

決算見込の総計表及び純計表並

び当該年度歳入歳出予算の総

計表及び純計表

四 國庫の狀況に關する前前年度

末における実績並びに前年度末

及び當該年度末における見込に

関する調書

五 國債及び借入金の狀況に關す

る前兩年度末における実績並び

に前年度末及び當該年度末にお

ける現在高の見込及びその償還

年次表に關する調書

六 國有財產の前兩年度末におけ

る現在高並下に前年度末及び當

該年度末における現在高の見込

に関する調書

七 國が、出資している主要な法

人の資産、負債、損益その他に

ついての前前年度、前年度及當

該年度の狀況に關する調書

八 國庫債務負擔行爲で翌年度以

降に亘るものについての前年度

末までの支出額及び支出額の見

込、当該年度以降の支出予定額

並びに教會計年度に亘る事業に

伴うものについてはその全體の

計画その他事業の進行狀況等に

関する調書

九 その他財政の狀況及び予算の

内容を明らかにするため必要な

書類

第二十九條 内閣は、予算作成後に

生じた事由に基き必要避けること

のできない経費若しくは國庫債務

負擔行爲又は法律上若しくは契約

上の義務に屬する経費に不足を

生じた場合に限り、予算作成の手

続に準じ、追加予算を作成し、こ

れを國会に提出することができ

る。

内閣は、前項の場合を除くの

外、予算の成立後に生じた事由に

基いて、既に成立した予算に変更

を加える必要があるときは、その

修正を國会に提出することができる。

第三十條 内閣は、必要に應して、

一會計年度のうちに一定期間に係

る暫定予算を作成し、これを國會

に提出することができる。

暫定予算是、當該年度の予算が

成立したときは、失効するものと

し、暫定予算に基く支出又はこれ

に基く債務の負担があるときは、

これを當該年度の予算に基いてな

したものとみなす。

第三節 予算の執行

第三十一條 予算が成立したとき

は、内閣は、國会の議決したとこ

ろに從い、各省各廳の長に対し、

その執行の責に任すべき歳入歳出

予算及び國庫債務負擔行爲を配賦

する。

前項の規定により配賦する歳入

歳出予算は、更に、歳入にあつて

は、項を目に、歳出にあつては、

項目を目及び節に区分する。

大藏大臣は、第一項の規定によ

る配賦のあつたときは、會計検査

院に通知しなければならない。

第三十二條 各省各廳の長は、歳出

予算についてば、各項に定める目

の外にこれを使用することができます

できない。

第三十三條 各省各廳の長は、歳出

予算の定める各項の金額若しくは

各課局等の金額を彼此流用するこ

とができる。但し、予算の執行

上必要がある場合においては、各

管轄廳内の部・等の間で、政令の

定めるところにより、同一名称の

項の金額に限り、流用することができます。

各省各廳の長は、目又は節の經

費については、政令の定めをなし

るにより、流用することができます。

第一項但書及び前項の規定は、

予算において特別の定めをなした

場合にはこれを適用しない。

第一項但書及び第二項の規定に

よる流用については、大藏大臣が

會計検査院に通知しなければなら

ない。

第一項但書及び第二項の規定に

より流用した経費の金額について

は、歳入歳出の決算において、こ

れを明らかにするとともに、その

理由を記載しなければならない。

第三十四條 各省各廳の長は、第三

十一條第一項の規定により配賦さ

れた予算に基いて、大藏大臣の定

める期間に従い支出事務職員及び

契約事務職員ごとに、支出の所要

額及び國の支出の原因となる契約

その他の行為（以下契約等とい

う。）の所要額を定め、支拂又は契





國庫金振替書という。)を日本銀行に交付しなければならない。

第十六條 各省各廳の長は、債権者のためでなければ小切手を振り出すことはできない。但し、第十七條、第十九條乃至第二十一條の規定により、主任の官吏又は日本銀行に対し資金を交付する場合は、この限りでない。

第十七條 各省各廳の長は、交通通信の不便な地方で支拂う経費、廳中常用の雜費その他経費の性質上主任の官吏をして現金支拂をなさなければならないが、事務の取扱に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、当該官吏をして現金支拂をなさしめるため、政令の定めるところにより、必要な資金を交付することができる。

第十八條 各省各廳の長は、前條に規定する経費で政令で定めるものに充てる場合に限り、必要已むを得ないときは大藏大臣の承認を経て、会計年度開始前、主任の官吏に対し同條の規定により資金を交付することができる。

大蔵大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び会計検査院に通知しなければならない。

第十九條 大蔵大臣は、日本銀行をして國債の元利拂の事務を取り扱わしめるため、必要な資金を日本本

銀行に交付することができる。

第二十條 各省各廳の長は、政令の定めるところにより、現金支拂をなさしめるため、通信官署その他

の官署の当該官吏をしてその保管に係る歳入金、歳出金又は歳入歳外出現金を繰り替え使用せしめることができる。

各省各廳の長は、前項の規定により、歳出金に繰り替え使用した現金を補填するため、その補填の資金を当該官吏に交付することができる。

第二十一條 各省各廳の長は、隔地者に支拂をしようとするときは、必要な資金を日本銀行に交付して、支拂をなさしめることができる。

前項の規定は、隔地の出納官吏に対し第十七條又は前條第二項の規定により資金を交付しようとする場合に、これを準用する。

第二十二條 各省各廳の長は、運賃、船料、旅費その他経費の性質上、金又は概算を以て支拂をしなければ事務を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金拂又は概算拂をすることができる。

第二十三條 各省各廳の長は、通信官署その他特殊の經理を必要とする官署で政令で定めるものの事務費については、政令の定めるこ

ろにより、その全部又は一部を主任の官吏に渡切を以て支給することができる。

第二十四條 各省各廳の長は、他の官吏に委任してその所掌に属する歳出金を支出するため小切手を振り出さしめ又は國庫金振替書を発せしめることができる。

第二十五條 各省各廳の長又はその委任を受けた官吏(以下支出官と

い。)は、政令の定めるところにより、小切手又は國庫金振替書に資格を當該官吏に交付することができる。

第二十六條 歳出の支出の職務は、吏の認証を受けなければならぬ者に支拂をしようとするときは、必要な資金を日本銀行に交付して、支拂をなさしめることができる。

前項の規定は、隔地の出納官吏に対し第十七條又は前條第二項の規定により資金を交付しようとする場合に、これを準用する。

第二十七條 過年度に属する経費は、現年度の歳出の金額からこれ

を支出しなければならない。但

なければならぬ。

日本銀行は、第二十一條の規定

に定めるところにより、資金の交付を受けた場合においては、支出官がその資金の

交付のために振り出した小切手の振出日附から一年を経過した後は、債権者又は出納官吏に対し支拂をすることができない。

第四章 契約

第二十九條 各省各廳において、賣買、貸借、請負その他の契約をなす場合においては、すべて公告して競争に付さなければならぬ。

但し、各省各廳の長は、競争に付することを不利と認める場合その他政令で定める場合においては、大蔵大臣に協議して、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第五章 時効

第三十条 金銭の給付を目的とする國の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、五年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。國に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについては、前金拂又は概算拂をすることができる。

第二十八條 日本銀行は、支出官の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出

目的とするものについても、また同様とする。

第三十二条 法令の規定により、國がなす納入の告知は、民法第百五

十三條(前條において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、時効中断の効力を有する。

第六章 國庫金及び有價証券

第三十三条 各省各廳の長は、法律又は政令の規定によるものでなければ公有若しくは私有の現金又は有價証券を保管することができない。

第三十四条 日本銀行は、政令の定めるところにより、國庫金出納の事務を取り扱わなければならぬ。

前項の規定により日本銀行において受け入れた國庫金は、政令の定めるところにより、國の預金として保管に係る有價証券の取扱を日本銀行に命することができる。

第三十五条 國は、その所有又は保管に係る有價証券の取扱を日本銀行に命することができる。

第三十六条 日本銀行は、その取り扱つた國庫金の出納、國債の発行による収入金の收支、第十九條又は第二十一條の規定により交付を受けた資金の收支及び前條の規定により取り扱つた有價証券の受拂

に關して、会計検査院の検査を受けるなければならない。

第三十七条 日本銀行が、國のため

ものであつても一年を経過しないものであるときは、その支拂をし

日本銀行は、第二十一條の規定による國の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項に關し、適用すべき他の法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。

國に対する権利で、金銭の給付を

受けなければならない。

第三十七条 日本銀行が、國のため



内閣は、第一項の規定により調査会の建議を受けたときは、その建議に基いて、必要な法律案を國會議會に提出するものとする。この場合においては、調査会の建議に關する文書を参考として添附しなければならない。

調査会の廃止を必要とすることとなつた場合に關し、必要な事項は、法律でこれを定める。

前各項(第六項を除く。)に定めるものの外、調査会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

〔政府委員北村徳太郎君登場〕

○政府委員(北村徳太郎君) 只今議題と相成りました財政法案及び会計法を改正する法律案に付きまして、提案の理由を御説明申上げます、曩に日本國憲法の公布を見、近く之が施行されるに伴ひまして、之に即應致しまして、財政處理に關する制度、殊に豫算制度に付きまして根本的な改正を行ふ必要を生じて參つたのでございますが、從來豫算其の他財政の處理に關する制度と致しましては、現行憲法の外、會計法、會計規則等の諸法令に依つて處理せられて參つたのでございますが、

新しい制度と致しましては、財政処理する基本となるべき諸原則、並に豫算決算に關する制度とを財政法として綜合統一し、他方收入支出の手續等に關する規定は、會計法に依ることとするを適當と認めまして茲に二つの法案を提出した次第でございます、先づ財政法案に付きまして極めて大體のことを申上げますれば、其の第一は、直接又は間接憲法の改正に依りまして、必要となつた規定でありますて、例へば新たに暫定豫算の制度を設けましたこと、憲法第九十一條の規定との關聯に於きまして、財政状況を國民に周知徹底させる方法を規定したこと、其の他日本國憲法の精神から致しまして、租税以外の權力的課徵金、獨占的政府、本の料金や價格は法律又は國會の議決に基かねばならぬこととしたこと、又國會、裁判所及び會計検査院の豫算に付きましては、特殊の取扱を定めたこと等が是であります、第二は、財政処理の基本的原則に關する規定でござります、即ち公債又は借入金を財源とする歳出の制限、公債又は借入金の日本銀行の引受けの禁止、歳計剩餘金の二分の一以内を公債償還に充てること、債權免除の制限、國の財産の處理に關する制限等の規定でございます、第三は、國の財政統制を強化する爲の規定でございまして、例へば部局等の組織別の豫算編成方法を確立致しましたこと、

は、其の主なるものでございます、第四は、豫算を分り易く致しまして、又其の審議に便ならしめる意味のものであります、其の主なるものでございます、第三は、國會に提出する書類を充實したことと、又豫算の形式を改正致しまして、目的別及び組織別の兩面からの區分を明かにしたこと等の措置を講ずることと致したのでござります、次に會計計算を改正する法律案に付てであります、が、前に申述べました如く、會計法は明かにしたこと等の措置を講ずることと致したのでござります、次に會計法中に規定等、其の手續方面を規定する法律とすることと致したのでござります、従ひまして現行會計法中に規定を以て改正會計法の本體と致したのでござりますが、唯財政政策の制定に關聯致しまして新たに規定期等の改善を要する點等に付きまして改正を加へたものでござります、即ち契約等の計畫を當該擔任官に提出させること、支出を國の外部に對する支出と、國庫内の移換とに區切手に對する認證の制度を創設したこと等が是であります、尙地方制度改正に伴ひまして歲入歲出に付て都道府縣の職員に其の事務を扱はせる必要がござりますので、其の規定を設けて居ります、最後に國の命令整理に關する事項を調查審議する爲、内閣に會計制度改正調査會を設置することとして居ります

す、是等のことを特に附言申上げます。以上兩法案に付きました、極く大體を御説明申上げました次第でござりますが、何卒御審議の上、速かに御賛成あらむことを切に願ひます。

○子爵戸澤正己君 只今日程に上りました財政法案外一件は、國有財産の一部を改正する法律案外九件の特別委員會に併せられることの動議を提出致します。

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵の動議に御異議ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない認めます

---

○議長(公爵徳川家正君) 日程第四、石油配給公團法案、日程第五、配炭公團法案、日程第六、產業復興公團法案、日程第七、貿易公團法案、日程第八、價格調整公團法案、政府提出、參議院送付、第一讀會、是等の五案を一括して議題と爲すことに御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない認めます、石井商工大臣

石油配給公團法案

貴族 第一章 法家第一 次第  
昭和二十一年四月一日施行  
石油配給本部總務所を設け業務を司る  
第一條 本部總務所を設け業務を司る  
第二條 石油配給は產地に掲げて行うたる  
第三條 石油配給の業務を司る所を設け  
第六千六百六十萬石前項の事務所を設け  
第五條 石油配給の業務を司る所を設け  
第一目 二名

For more information about the study, please contact Dr. John D. Cawley at (609) 258-4626 or via email at [jdcawley@princeton.edu](mailto:jdcawley@princeton.edu).

卷之三

衆議院議長 山崎 純

石油配給公園法

石油配給公團法

21

第一條 石油配給公團は、經濟安定

本部給務長官の定める割当計画及び配給手続に従い、品質、種類又

は產地の如何にかかわらず、別表

に撒ける石油類（以下等に石油類といふ）の適正な配給に関する

業務を行うことを目的とする。  
石油配給公團は、法人とする。

第二條 石油配給公園は、主たる事務所を東京郊外に置く。

石油配給公團は、主務大臣の認

可を受けて、配給に関する業務を行ふため必要の地に從たる事務所

を設けることができる。

六千万円とする。

前項の基本金は、政府が全額こ  
れを出資しなければならない。

石油配給公團の運営資金は、必

要があるときには 復興金融金庫  
から借り入れるものとする。

第四條 石油配給公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならぬ。

ちない。

## 二、目的

昭和二十二年三月三十一日 貴族院議事録第二卷第八號 石油配給公團法案外四件 第一項



前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

石油配給公團は、經濟安定本部の承認を受けて、命令の定めるところにより、剩余金を國庫に納付しなければならない。

石油配給公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、会計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるよう整備しなければならない。

會計検査院は、常に適確に前項の検査を行わなければならぬ。

第五章 監督及び助成

第二十條 經濟安定本部總務長官は、割当計画及び配給手続に関する。

經濟安定本部總務長官は、石油類の適正な配給を確保するため必要があるときには、石油配給公團に対し、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、石油類の適正な配給を確保するため必要があるときには、石油配給公團に對して、經濟安定本部總務長官の定める割当計画及び配給手続に基いて、監督上必要な命令をなすこととする。

經濟安定本部總務長官は、石油配給公團の役員が石油配給公團の法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

經濟安定本部總務長官は、石油配給公團の役員が石油配給公團の業務を行うため必要があると認められるときには、石油配給公團に必要となる施設の所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対して、當該施設を石油配給公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第二十二條 主務大臣は、石油配給公團の役員が法令若しくは定款又は第七條第一項に定められた存續期間を超えない範囲において、經濟安定本部總務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

經濟安定本部總務長官は、石油配給公團の業務を行うため必要があると認めるときは、石油配給公團に對して、經濟安定本部總務長官の定める割当計画及び配給手続に基いて、監督上必要な命令をなすことができる。

經濟安定本部總務長官は、石油配給公團は、關係者に対し正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、前項の補償に関し必要な規程を定めた後でなければ、第八項の命令又は要求を

長官は、必要があると認めるときは、石油配給公團に対して報告をさせ、又は當該官吏に、必要な場所に臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、當該官吏に臨検検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

第三十一條 石油配給公團は、その役員及び職員に対し、特別の報酬を與える必要があるときには、その報酬規程を定め、經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができない。

主務大臣は、石油配給公團の業務を行うため必要があると認めるときには、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができない。

主務大臣は、石油配給公團の業務を行うため必要があると認めるときには、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の規定による命に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十四條 前條第一項、第二項、第五項又は第八項の規定による命に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

第二十五條 左の場合においては、その違反行為をなした石油配給公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

一 第十五條第一項に規定しない業務を行つた場合

二 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十六條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七條 前三條の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができる。

法人的代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者がその法人又は人の業務に関して第二十四條の違反行為をなしたときには、行爲者を罰する外、そ

て第二十九條の規定に違反して第三十條の違反行為をなしたときには、人に対する同條の罰金刑を科する。

第二十八條 第八條の規定に違反して、石油配給公團又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一

万円以下の過料に処する。

附 則

第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

第三十条 この法律は、昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時に、その効力を失う。

第三十一条 前項の認可があつたときには、設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十二条 基本金の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十三条 別表第一の揮発油、二、燈油、三、軽油、四、重油の事務を石油配給公團の總裁に引き継がなければならない。

第三十四条 別表第一の揮発油、二、燈油、三、軽油、四、重油の事務を石油配給公團の總裁に引き継がなければならない。

第三十五条 别表第一の揮発油、二、燈油、三、軽油、四、重油の事務を石油配給公團の總裁に引き継がなければならない。

第三十六条 别表第一の揮発油、二、燈油、三、軽油、四、重油の事務を石油配給公團の總裁に引き継がなければならない。

第三十七条 别表第一の揮発油、二、燈油、三、軽油、四、重油の事務を石油配給公團の總裁に引き継がなければならない。

第三十八条 别表第一の揮発油、二、燈油、三、軽油、四、重油の事務を石油配給公團の總裁に引き継がなければならない。

第三十九條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時に、その効力を失う。

石油配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までに不した行爲に対する罰則の適用及び石油配給公團の清算に関しては、この法律は、その時以後もなほその効力を有する。

第三十條 石油配給公團が成立したときには、石油配給株式会社は、解散する。

第三十一條 石油配給公團が成立したときには、石油配給株式会社の清算は、昭和二十三年四月一日までに結了せしめるものとする。

前項の規定による石油配給株式会社の清算は、昭和二十三年四月一日までに結了せしめるものとする。

第三十二條 政府は、設立委員を命じて、石油配給公團の設立に関する事務を處理させる。

第三十三條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。

第三十四條 設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十五條 設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十六條 登録手続の一項を、次のように改正する。

第三十七條 印紙稅法の一部を、次のように改正する。

第三十八條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

第四十條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時に、その効力を失う。

總裁が前項の事務の引継を受けたときには、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立及び監事の登記をしなければならない。

石油配給公團は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三十五條 石油配給公團でない者は、この法律施行の際現に石油配給公團又はこれに類似する名称を用いているものについては、この法律施行後六箇月限り、第八條の規定を適用しない。

第三十六條 登録手續の一項を、次のように改正する。

第三十七條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十八條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十九條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十一條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十二條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十三條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十四條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十五條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十六條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十七條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十八條 第六号ノ六を次のように改める。

第三十九條 第六号ノ六を次のように改める。

六 石油副生品

(一) アスファルト

(二) 石油ピッチ

(三) パラフィン

配炭公團法案

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する。

昭和二十一年三月二十九日  
衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長公爵徳川家正殿

配炭公團法

第一章 總則

第一條 配炭公團は、經濟安定本部總務長官の定める割当計画及び配給手続に従い、石炭及びコーケス並びに別表第一に掲げる亞炭(以下指定期炭といふ)の適正な配給に関する業務を行うことを目的とする。

配炭公團は、法人とする。

第二條 配炭公團は、主たる事務所を東京都に置く。

第三條 配炭公團は、主たる事務所を東京都に置く。

第四條 配炭公團には、所得税及び法人税を課さない。

第五條 配炭公團は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

第六條 配炭公團には、登記の後でなければ、これを変更することができる。

第七條 配炭公團は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

第八條 配炭公團には、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第九條 配炭公團には、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

配炭公團の運営資金は、必要があるときは、復興金融金庫から借り入れるものとする。

左の事項を規定しなければならない。

六 案件の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
二 名称  
一 目的

五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

三 事務所の所在地  
四 基本金額に関する事項  
五 役員に関する事項  
六 業務及びその執行に関する事項  
七 会計に関する事項  
八 公告の方法

第七條 配炭公園は、臨時物資需給

調整法の失効又は經濟安定本部總務長官の命によつて解散する。

前項に定めるもの外、配炭公

園の解散に関する必要な事項は、

勅令でこれを定める。

第八條 配炭公園ではない者は、配炭

公園又はこれに類似する名称を用

いることができない。

第九條 民法第四十四條、第五十

條、第五十四條及び第五十七條並

び非訟事件手続法第三十五條第

一項の規定は、配炭公園にこれを

準用する。

第二章 役員及び職員

第十條 配炭公園に、役員として、

総裁副総裁各一人、理事二人以上

及び監事一人以上を置く。

総裁は、配炭公園を代表し、第

十五條の規定に基き、その業務を

総理する。

副総裁は、定款の定めるところによ

り、配炭公園を代表し、総裁及び

副総裁を補佐して配炭公園の業務

を掌理し、総裁及び副総裁に事故のあるときにはその職務を代理

する。但し、主務大臣が經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、主務大臣がこれと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

配炭公園の役員及び職員は、官

し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

監事は、配炭公園の業務を監査する。

第十一條 総裁、副総裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十二條 総裁、副総裁及び理事は、定款の定めるところにより、配炭公園の職員のうちから、主たる事務所又は從たる事務所の業務に關して、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三條 配炭公園の役員及び職員は、石炭、コークス又は亞炭の生産、選別、保管、加工、賣買若しくは輸送業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他その企業の業務に從事し、若しくはその営業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 配炭公園の役員及び職員は、これを官吏その他政府職員とする。

総裁たる者は、商工次官及び職員

は、これが官吏その他の政府職員

である。

副総裁は、定款の定めるところによ

り、配炭公園を代表し、総裁及び

副総裁を補佐して配炭公園の業務

を掌理し、総裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

理事は定款の定めるところによ

り、配炭公園を代表し、総裁及び

副総裁を補佐して配炭公園の業務

を掌理し、総裁及び副総裁に事故のあるときにはその職務を代理

する。但し、主務大臣が經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、主務大臣がこれと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

配炭公園の役員及び職員は、官

吏に関する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が經濟安定本部總務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に関する特別を定めたときには、これによるものとする。

第十五條 配炭公園は、經濟安定本部總務長官の定める割当計画及び配給手續並びにこれらに関する指示に基き、主務大臣の監督に従事する。

第十六條 配炭公園は、石炭、コークス又は指定亞炭の生産、選別、保管、加工、賣買若しくは輸送

一、前号に掲げる物資の保管、検査及び輸送

二、前号に掲げる物資の保管、検

査及び輸送

三、前各号の事業に附帶する業務

第十七條 配炭公園は、業務開始の際、業務の方法を定めて、經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。

第十八條 配炭公園は、毎事業年度の前期及び後期に初において六箇月毎の事業計画及び資金計画を作成し、これを經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

第十九條 配炭公園は、第一項の規定による經濟安定本部總務長官の承認を行つたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告する。

配炭公園は、第一項の規定によ

る經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定期とともに、各

事務所に備えて置かなければならぬ。

前二項に定めるものの外主務大

臣は、經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

配炭公園は、經濟安定本部總務

員に荷渡を受ける石炭、コークス又は指定亞炭の品質、数量その他要な事項について適確な検査をさせなければならない。

配炭公園は、前項の規定により、必要的事項について適確な検査をさせなければならない。

第十九條 配炭公園の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第二十条 配炭公園は、前條の各期毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを經濟安定本部總務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

經濟安定本部總務長官は、前項の規定による承認を行つたときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合にあって承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

經濟安定本部總務長官は、前項の規定による承認を行つたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告する。

經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

配炭公園は、經濟安定本部總務

官にあるものとする。

第四章 会計

第十九條 配炭公園の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第二十条 配炭公園は、前條の各期毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを經濟安

定本部總務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

經濟安定本部總務長官は、前項の規定による承認を行つたときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合に

あって承認の最終責任は、經濟安

定本部總務長官にあるものとす

る。

經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告する。

經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

配炭公園は、經濟安定本部總務

官の認可を行うときには、主務大臣

及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第二十一条 配炭公園は、前條の各期毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを經濟安

定本部總務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告する。

經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

配炭公園は、經濟安定本部總務

官の認可を行うときには、主務大臣

及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第二十二条 配炭公園は、前條の各期毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを經濟安

定本部總務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告する。

經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

配炭公園は、經濟安定本部總務

官の認可を行うときには、主務大臣

及び大藏大臣にはからなければならない。この場合に

あって承認の最終責任は、經濟安

定本部總務長官にあるものとす

る。

經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告する。

經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

配炭公園は、經濟安定本部總務

官の認可を行うときには、主務大臣

及び大藏大臣にはからなければならない。この場合に

あって承認の最終責任は、經濟安

定本部總務長官にあるものとす

る。

經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告する。

經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならぬ。

配炭公園は、經濟安定本部總務

官の認可を行うときには、主務大臣

長官の承認を受けて、命令の定め  
るところにより、剩余金を國庫に  
納付しなければならない。

配炭公團は、帳簿、書類その他  
一切の記録を整然且つ明確に記載  
し、会計検査院、經濟安定本部及  
び主務官廳の検査を受けることが  
できるよう整備しなければなら  
ない。

会計検査院は、常に適確に前項の検査を行わなければならない。

## 第五章 監督及び助成

は、割当計画及び配給手続に關し

て、配炭公團を指導監督する。

コード又は指定亞炭の適正な配合を確保するため必要があると認

経を確保するため必要があると認めるときには、配炭公團に対し

て、監督上必要な命令をなすこと  
ができる。

主務大臣は、石炭、コークス又

は指定亞炭の適正な配給を確保するため必要があると認めるときに

は、配炭公團に對して、經濟安定本部爲務長官の定める割当計画及

不善結果長官の定めを書き當該面及  
び配給手続に基いて、監督上必要

な命令をなすことができる。

主務大臣又は総務安定本部総務長官は、必要があると認めるとき

には、配炭公團に對して報告をさせ、又は當該官吏に、必要な場所に臨檢し、業務の狀況若しくは帳

簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、当該官吏に臨検検査させる場合には、命令の定めるとこより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

**第二十二条** 配炭公團は、その役員及び職員に対して、特別の報酬を與える必要があるときには、その報酬規程を定め、經濟安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

經濟安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において、認可の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。

**第二十三条** 主務大臣は、配炭公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

經濟安定本部総務長官は、配炭公團の役員が配炭公團の目的及び業務に関して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときは、これを解任することができる。

**第二十四条** 主務大臣は、配炭公團の業務を行うため必要があると認

めるときには、日本石炭株式会社、別表第二に掲げる石炭販賣株式会社(以下指定会社という。)又は日本石炭株式会社の清算人に対し、当該会社の所有に属する施設の全部又は一部を、配炭公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、配炭公團の業務を行つため必要があると認めるときには、配炭公團に必要な施設の所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対して、当該施設を配炭公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、経済安定本部総務長官が、そのあらかじめ定める方針に基いて適正に定めるものとする。

前項の規定によつて使用料が定められたときには、配炭公團は、第七條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、經濟安定本部総務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

主務大臣は、配炭公團の業務を行つため必要があると認めるときには、第一項に掲げる会社の清算人に対して、当該会社が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を配炭公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることができ

前項の命令があつたときは、配炭公團は、前項の資材の譲受又は引渡を受けた日から一箇月以内に關係者に對して、正當な補償を支拂わなければならぬ。

主務大臣は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて前項の補償に關し必要な規定を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができない。

主務大臣は、配炭公團が賃借した施設を管理し、又は必要があると認めるときには、保險を附する等の措置を配炭公團にとらしめることに関し、責任あるものとする。

主務大臣は、前各項の実施について配炭公團又は關係各大臣を含む關係者に對して迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

に規定する經濟安定本部總務長  
官又は主務大臣の監督上の命令  
に違反した場合

第二十七條 この法律の規定による  
報告を怠り、若しくは虚偽の報告  
をなし、又は検査を拒み、妨げ、若  
しくは忌避した者は、これを一年  
以下の懲役又は一万円以下の罰金  
に処する。

第二十八條 前三條の罪を犯した者  
には、情狀に因り、懲役及び罰金  
を併科することができます。

法人の代表者又は法人若しくは  
人の代理人、使用人その他の従業  
者がその法人又は人の業務に関し  
て第二十五條の違反行為をなした  
ときには、行爲者を罰する外、そ  
の法人又は人に對して同條の罰金  
刑を科する。

第二十九條 第八條の規定に違反し  
て、配炭公團又はこれに類似する  
名称を用いた者は、これを一万円  
以下の過料に処する。

附 則

第三十條 この法律施行の期日は、  
勅令でこれを定める。

第三十一條 石炭及コーカス配給統  
制法及び同法施行令は、配炭公團  
成立の日においてこれを廢止す  
る。但し、これらの法令廢止以前  
にこれらの方令に基いてなした行  
爲に關する罰則の適用について  
は、これらの法令は、その廢止後





はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

經濟安定本部総務長官は、産業復興公團の役員が産業復興公團の目的及び業務に関して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときには、これを解任することができる。

第二十四条 主務大臣は、産業復興公團の業務を行なうため必要があると認めると、産業復興公團が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を、産業復興公團に譲り渡し、又は引渡すことを命ずることができる。

公團の業務を行うため必要があると認めるときには、産業設備營團の清算人に対し、当該營團の所有に属する施設の全部又は一部を、産業復興公團に貸與することができる。

主務大臣は、産業復興公團の業務を行なうため必要があると認めるときには、産業復興公團に譲り渡し、又は引渡すことを命ずることができる。

第二十五条 主務大臣は、前項の資材の譲り受け又は引渡を受けた日から一箇月以内に、関係者に対して正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、經濟安定總務長官の承認を受けて、前項の補償に関し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができない。

主務大臣は、産業復興公團の業務を行なうため必要があると認めるときには、産業復興公團に必要な施設の所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対して、當該施設を産業復興公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、經濟安定本部総務長官のあらかじめ定める方針に基いて、適正に定めるものとする。

前項の規定によつて使用料が定められたときは、産業復興公團は、第八條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、

經濟安定本部総務長官の承認を受けて、第八條第一項に定められた存續期間を超えない範囲において、

主務大臣は、前項の施設を賃借するものとする。

主務大臣は、産業復興公團の業務を行なうため必要があると認めるときには、産業設備營團の清算人に対する、産業復興公團が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を、産業復興公團に譲り渡し、又は引渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、産業復興公團は、前項の資材の譲り受け又は引渡を受けた日から一箇月以内に、関係者に対して正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、經濟安定總務長官の承認を受けて、前項の補償に関し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができない。

主務大臣は、産業復興公團の業務を行なうため必要があると認めるときには、産業復興公團に必要な施設の所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対して、當該施設を産業復興公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、經濟安定本部総務長官の定める方針に基いて、運輸大臣の同意を得て、必要な輸送施設の所有者若しくは占有者又は運輸大臣を含む管理者に対して、當該輸送施設を産業復興公團の使用に供することを命じ、又は求めることができる。

前項の規定によつて使用料が定められたときは、産業復興公團は、第八條第一項に定められた存續期間を超えない範囲において、

前項の場合において、産業復興公團は、關係者に対して正当な補償を支拂わなければならない。

前項の場合は、關係者に対して正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、前項の施設を賃借するものとする。

主務大臣は、産業復興公團が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を、産業復興公團に譲り渡し、又は引渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、産業復興公團は、前項の資材の譲り受け又は引渡を受けた日から一箇月以内に、関係者に対して正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、經濟安定總務長官の承認を受けて、前項の補償に関し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができない。

主務大臣は、産業復興公團の業務を行なうため必要があると認めるときには、産業復興公團に必要な施設の所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対して、當該施設を産業復興公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、經濟安定本部総務長官の定める方針に基いて、運輸大臣の同意を得て、必要な輸送施設の所有者若しくは占有者又は運輸大臣を含む管理者に対して、當該輸送施設を産業復興公團の使用に供することを命じ、又は求めることができる。

前項の規定によつて使用料が定められたときは、産業復興公團は、第八條第一項に定められた存續期間を超えない範囲において、

主務大臣は、前各項の実施について産業復興公團又は関係各大臣を含む関係者に対して迅速な措置を命じ、又は求めることができるものとする。

第六章 罰則

第二十五条 本條第一項、第二項、第五項又は第八項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十六条 左の場合においては、その違反行為をなした産業復興公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十七条 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十八条 前三條の罪を犯した者は、懲役及び罰金を併科することができる。

法人（産業復興公團を除く。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関する第二十五條又は前條の違反を命じ、又は求めることができるものとする。

第三章 附則

第二十九條 第九條の規定に違反して、産業復興公團又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一萬円以下の過料に処する。

第三十条 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

第三十一条 産業復興營團法（以下「旧法」という。）は、これを廢止する。但し、旧法に基いてなした行為に関する罰則の適用について、産業復興營團は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三十二条 産業復興營團法の登記をしなければならない。

第三十三条 産業復興營團は、設立の登記をしたときには、總裁、副總裁、理事に引き継がなければならない。

第三十四条 改組委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。

第三十五条 産業復興營團に対する政府の出資は、これを第三條第二項の規定による産業復興公團に対する政府の出資に引き当てるものとする。

第三十六条 第三十四條の認可がつたときは、改組委員は、遅滞なくその事務を産業復興公團總裁に引き継がなければならない。

第三十七条 産業復興公團は、設立の登記をするときには、總裁、副總裁、理事に引き継がなければならない。

第三十八条 産業復興公團の成立に定めに基づき、産業復興公團において一切の権利義務は、この法律の規定に基いて、産業復興公團において承継する。

第三十九條 産業復興公團でない者は、第三十三條乃至第三十七條で、この法律施行の際現に産業復







前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第六條 價格調整公團には、所得税及び法人税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、價格調整公團の事業に対するは、地方税を課することとはできない。但し、特別の事情に基いて内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合にはこの限りでない。

第七條 價格調整公團は、經濟安定本部総務長官の命令によつて解散する。

經濟安定本部総務長官は、前項の命令をなす場合には、物價廳長官にはからなければならない。この場合において命令の最終責任は經濟安定本部総務長官にあるものとする。

前項に定めるものの外、價格調整公團の解散に関する必要な事項は、勅令でこれを定める。

價格調整公團又はこれに類似する名称を用いることができない。

第九條 民法第四十四條、第五十

條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、價格調整公團にこれを準用する。

## 第二章 役員及び職員

第十條 價格調整公團に、役員として、理事長副理事長各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

理事長は、價格調整公團を代表し、第十五條の規定に基き、その業務を總理する。

副理事長は、定款の定めるところにより、價格調整公團を代表し、理事長を補佐して價格調整公團の業務を掌理し、理事長に事故のあるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、價格調整公團を代表し、理事長及び副理事長を補佐して價格調整公團の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故のあるときにはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときにはその職務を行う。

理事長たる者は、物價廳次長と

同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、物價廳長官がこれを定める。

價格調整公團の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が

經濟安定本部総務長官の承認を受けて、給料、服務その他の必要な事項に関して特例を定めたときに

は、これによるものとする。

第三章 業務

第十二條 理事長、副理事長及び理事は、定款の定めるところによつて監査する。

第十一條 理事長、副理事長、理事及び監事は、物價廳長官がこれを任命する。

第九條 民法第四十四條、第五十

條、第五十四條及び第五十七條並

は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三條 價格調整公團の役員及び職員は、指定價格等に対する給付の目的である物資の生産、精製、加工、保管、賣買若しくは輸送を

する会社の株式を所有し、又

はこれらの会社その他の企業の業

務に從事し、若しくはその當業に

つき一切の利害關係を有してはな

らない。

第十四條 價格調整公團の役員及び職員は、官吏その他の政府職員とする。

第十六條 價格調整公團は、業務開始の際、義務の方法を定めて、經濟安定本部総務長官に提出し、そ

の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも同

様である。

經濟安定本部総務長官は、前項

の認可を行うときには、物價廳長

官及び大藏大臣にはからなければ

ならない。この場合において認可

の最終責任は、經濟安定本部総務

長官にあるものとする。

第十七條 價格調整公團は、毎事業

年度の前期及び後期の初において

六箇月毎の事業計画を作成し、こ

れを經濟安定本部総務長官に提出

し、その認可を受けなければなら

ない。これを変更しようとするときも同様である。

經濟安定本部総務長官は、前項

の認可を行うときには、物價廳長

官のなす指導及び監督に従い、左の業務を行う。

第十八條 價格調整公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分け

る方策に基く價格等の調整のための資金の受入又は交付

二、經濟安定本部総務長官の定め

る方策に基く價格等の調整のた

めの買取及び賣戻

三、前各号の業務に附帯する業務

の業務を總理する。

第十九條 價格調整公團は、前條の各期毎に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業

年度経過後二箇月以内に、これを

經濟安定本部総務長官に提出し、そ

の承認を受けなければならぬ。

これを変更しようとするときも同

様である。

經濟安定本部総務長官は、前項

の承認を行うときには、物價廳長

官及び大藏大臣にはからなければ

ならない。この場合において承認

の最終責任は、經濟安定本部総務

長官にあるものとする。

價格調整公團は、第一項の規定

による經濟安定本部総務長官の承認を受けたときには、その財産目

錄、貸借対照表及び損益計算書を

公告し、且つこれを定款とともに

に、各事務所に備えて置かなければ

ならない。

前項の財産目錄、貸借対照表及び損益計算書は、会計検査院の検

査を受け、その承認を受けなければ

長官にあるものとする。

第四章 会計

第十九條 價格調整公團は、前項

の認可を行うときには、物價廳長

官及び大藏大臣にはからなければ

ならない。この場合において認可

の最終責任は、經濟安定本部総務

長官にあるものとする。

第十九條 價格調整公團は、前項

の認可を行うときには、物價廳長

官及び大藏大臣にはからなければ

ならない。これを変更しようとするときも同様である。

經濟安定本部総務長官は、前項

の認可を行うときには、物價廳長

官及び大藏大臣にはからなければ

ならない。これを変更しようとするときも同様である。

經濟安定本部総務長官の承認を受けて、命令の

定めによるものとす

る。

價格調整公團は、經濟安定本部

総務長官の承認を受けて、命令の

定めによるものとす

る。

價格調整公團は、經濟安定本部

総務長官の承認を受けて、命令の

定めによるものとす

る。

價格調整公團は、經濟安定本部

総務長官の承認を受けて、命令の

定めによるものとす

る。



けたときには、理事長、副理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく登記をしなければならない。

第三十五条 價格調整公團でない者  
で、この法律施行の際現に價格調  
整公團又はこれに類似する名称を  
用いているものについては、この  
法律施行後六箇月を限り、第八條  
の規定を適用しない。

國務大臣（石井光次郎君）只今議題題  
となりました法案五つの中、前四つの  
公團に付きまして、逐次御説明申上げ  
たいと思ひます、配炭公團法及び石油  
配給公團法の提案理由並に要旨を先づ  
御説明致します、石炭及びコーケスの配給  
配給に付きましては、昨年秋の議會に  
於きまして、石炭及びコーケスの配給  
統制の一部を改正する法律が協賛せら  
れました際に、衆議院の附帶決議と致  
しましたとして、現在全國の一手買取、元賣  
の機關であります日本石炭株式會社機  
構を解散して、速かに民主的な新配給機  
構に移行することを可とする旨の要望書  
がございました、政府は之に鑑みまし  
て、直ちに石炭及びコーケスの各配給  
機構改革協議會を開催致しました結果  
果、兩協議會から政府に對してそれぞれ  
答申が提出された次第でございま  
す、又石油類に付きましては、昨年の

を整へる必要があるのです、斯かる觀點から本問題を検討致しました結果、成案を得ましたのが茲に提出されました兩法案なのであります、以下に、配炭公團及び石油配給公團は、石炭又は石油類の一手買取り及び賣渡をなす公法人であります、公團は官廳自體ではありませんが、從來の營團と官廳との中間に位する廣義の政府機關であります。りまして、其の基本金は、全額政府より出資致しまして、運營資金は復興金融金庫から借り入れることと致しました。公團の役員及び職員は總て政府職員とすることと致して居ります、而して此の役職員は原則として廣く民間より人材を収容致しまして、所謂官僚統制の弊に陥らざるやう十分留意致して参る所存でございます、公團の監督に付ては、經濟安定本部總務長官並に主務大臣が之を行ふこととなつて居ります、會計に付ては特に會計検査院が検査に當ることになつて居ります、又配給公團の制度は、此の經濟危機を乘切る爲の臨時措置でありますので、經濟安定本部令及び臨時物資需給調整法と歩調を揃へまして、明年四月一日か、經濟安定本部の廢止の時の何れか早い時に、運用に關しましては、政府の責任で必要な統制を強力に行ふ一面、所謂官廳とと致して居るのであります、以上申述べました如く、配給公團の組織及び



右の本院提出案をここに送付する

昭和二十二年三月二十九日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長公爵徳川家正殿

地方競馬法の一部を次のように改

正する

第三條中「この法律により競馬を

行ふ」を第一條第一項に規定する馬

事團體の行ふ競馬の」に改め、左の

但書を加える。

但し、主務大臣は、馬事の振興を

圖るため必要ありと認めるときは、

北海道六箇所以外、都府縣各二箇

所以内とすることができる

附則

この法律は、公布の日から、これ

を施行する

○子爵戸澤正己君 只今議題となりま

した地方競馬法の一部を改正する法律

案は、其の特別委員の數を十二名と

し、委員の指名を議長に一任するの動

議を提出致します。

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵の

動議に御異議ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない

と認めます、特別委員の氏名を朗讀致させます

〔小野寺書記官朗讀〕  
地方競馬法の一部を改正する法律案

特別委員

侯爵四條 隆徳君 伯爵南部 利英君

子爵西尾 忠方君 子爵土屋 尹直君

男爵徳川 誠君 男爵沖 貞男君

男爵小原謙太郎君 中村藤兵衛君

安田伊左衛門君 松本勝太郎君

山地土佐太郎君 名古屋 三吉君

杉山 茂君 深田 武雄君

松尾嘉右エ門君

貴族院議長公爵徳川家正殿

委員長 男爵稻田 昌植

昭和二十二年三月三十日

貴族院議長公爵徳川家正殿

委員長 男爵稻田 昌植

に関する法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依

テ及報告候也

つても宜しいさうであります、例へば自分の子供を御使ひになつて、親子で勉強なさることも結構であります、夫婦共稼ぎでも結構ださうであります、其の外特殊の何としては、國會圖書館法が現在のと多少違つて居ります、更に其の國會圖書館法の中で最も特色のありますことは、館長は、兩院の議長が協議して之を任免すると云ふ、從來の立法例にはない一つの條項が入つて居ります、是が特徴であります、あとに關する法律案可決報告書

○男爵稻田昌植君 只今日程に上りました國會議員の歳費、旅費及び手當等に關する法律案可決報告書

○男爵稻田昌植君登壇

○男爵稻田昌植君登壇

右可決スヘキモノナリト議決セリ依

テ及報告候也

二と認めます

○議長(公爵徳川家正君) 六案の第二

讀會を開きます、御異議がなければ、

全部を問題に供します、六案全部委員  
長の報告通りで御異議ございませぬ  
か

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない  
と認めます○子爵西大路吉光君 直ちに各案の第  
三讀會を開かれることを希望致しま  
す

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵

の動議に御異議ございませぬか

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない  
と認めます

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵

の動議に御異議ございませぬか

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 六案の第二

讀會を開きます、六案全部、第二讀會

の決議通りで御異議ございませぬか

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 六案の第二

讀會を開きます、六案全部、第二讀會

の決議通りで御異議ございませぬか

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 六案の第二

讀會を開きます、六案全部、第二讀會

の決議通りで御異議ございませぬか

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 報告を致さ  
せます

午後一時十三分開議

○議長(公爵徳川家正君) 報告を致さ  
せます

書

〔宮坂書記官朗讀〕

労働者災害補償保険特別会計法案可  
決報告書○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない  
と認めます、委員長奥田男爵右可決スヘキモノナリト議決セリ依  
て及報告候也

昭和二十二年三月二十九日

委員長 奥田男爵

剛郎

貴族院議長公爵徳川家正殿

〔男爵奥田剛郎君登壇〕

ければならないのです。が、其の點は勿論從來から犯罪の捜査と云ふことは公訴を行ふことと共に、検察官の主要なる職務でありますので、當然全般的規定の中に含まれなければならぬ筈のものでありましたのですが、英米の例に於ては、検察官の主要なる職務を、公訴を行ふことを以てして、犯罪の捜査の職務はそれより引離して、附隨的のものとして居る點考慮に入れられた爲に、職務の規定が二本建になつたのであると云ふことであります、尙又職務に關する全般的規定の中に「検察官は、刑事について、公訴を行ひ、「云々と規定されており、從來の如くに民事に付ても關與することが出来る旨の規定を缺いて居るが如くであります、然るに其の點は同條の後段に於て裁判所の權限に屬するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその權限に屬させた事務を行う。」と云ふ規定に依つて從來通り民事にも關與することが出来るのであると云ふことであります。第二に、司法大臣の指揮監督權に關しまして、本法の第十四条に於て、「司法大臣は、検察官の事務に關し、検察官を一般に指揮監督することができる。」のだ、「但し、個々の事件の取調又は處分については、検事總長のみを指揮することができる。」のだ

と云ふ風に規定してありますて、前段と後段との間に於ける關係が、聊か不明であると云ふことも言へないではないのであります。それは前段の方と後段の方とは事柄が違ふのでありますて、前段の方は、例へば惡質の闇を徹底的に取締れと云ふやうな一般的的指揮の場合であつて、後段の方は從來の如くに個々の事件に付て直接司法大臣の事件の取調又は處分に付て指揮をしたのであつては、將來の政治形態の上から弊害を生ずる虞がありますので、其の爲に此の法案に於て、左様な場合には直接に指揮は出來ないので、検事總長のみに對して指揮をする、検事總長は其の指揮を受けて、適宜に指揮を又すると、斯う云ふことにしてあると云ふことであります、第三に、検察官の性質と懲戒の手續であります、裁判所法の規定に依りますと、裁判官の懲戒に付ては、其の手續規定が明かに規定してあります、然るに検察官に付ては、從來の裁判所構成法と違つて本法案には何等の規定を設けてありません、それは検察官は廣義の意味に於ては司法官の一部であることは矢張り從來と少しも變りはない所でありますするけれども、本來は行政官でありますので、唯仕事の性質上身分の保障を裁判官に準ずるものとして他の行政官と區別をして居るだけのことであつて、元來が行政官でありますから、検察官の懲戒は一般の行政官と

同様に取扱ふことを以て適當とした爲であると云ふことであります、第四に、裁判所と検察廳の事務の運営であります。裁判所から検察廳が分離されることはなりましても、等しく兩者は司法事務に關與するものでありますので、極めて密接なる關係を保たなければならぬことは勿論であります、それに關聯して、今後は裁判所の建物から檢察廳の建物も亦分離すると云ふことになりますので、其の點からも實際の事務の運営に付て考へられることになります。起きて来る譯であります、そこで其の點は人事の格別なる交流、或は又今回新たに裁判所に設けられることになります。居ります事務總長に依つて、司法省とも密接なる關係を保つ、例へは司法關係の法案の立案の如きは、裁判所と檢察廳と相互ひに聯繫を保つと云ふが如く致し、檢察廳は從來通り、司法大臣の管下にあると云ふやうな關係から、十分に聯繫を保つことが出来るのであります。其の點に付ては萬事遺漏なきを期すと云ふことであります、それに關聯して、其の建物の點に付きました。も、矢張り兩者共に同じく司法事務にも近い所に設置されると云ふ線に沿つて進むことであらうと云ふことであります、現狀に於てはなか／＼建物の新設と云ふことは困難であります。の關與する關係から、餘り繋げ離れた所では不都合を來すので、矢張り距離的にで、其の具體策としては、既に體裁等

に依つて焼失しました建物に付ては新たに分離するやうに造る、其の他に付ては當分現状の態として追々に分離するやうな方針であると云ふことであります、第六に、検事正の職務と職名について、本法に於て、各地方検察廳の検事正は検事總長、検事長と同様に其の管下の検事を指揮監督する職務限を有する者であるに拘らず、長官たることを表現する「長」の名稱を用ひないで、特に「檢事正」としたこと、それから検察官は検事總長、次長検事、檢事及び副檢事とする旨の規定を設けて、其の中に検事正を加へて居らず、又檢事總長・次長検事及び各檢事長は一級とし、其の任免は天皇が之を認證する旨の規定をなして居る其の中にも加へず、尙又檢事長・檢事及び副檢事の職は、司法大臣が之を補する旨の規定の中にも加へて居りませぬ、其の理由は、檢事正が各地方檢察廳の長官として其の管下の検事を指揮監督する職務限を有することは從来と少しも變りはないのであるが、檢事總長、次長検事、檢事長は天皇認證官として官と職と一體とした長官として一般檢事と區別して別の官名を用ひたのであつて、檢事正は一般檢事の中から一名をして長官たるの職務を執らしめることにいた爲で、恰も裁判所法に於て各地方裁判長が職名であると同様に、均衡を保たしめたのであると云ふことであります、第七に、檢察官の職務執行に關

し、検察官が其の職務を執行するに當つて職權を濫用することは嚴に戒めなければならないが、其の結果職務執行上萎靡するが如きことがあつては國家の爲由々しき大事であることは勿論であります、此の點に付ては、一面に於て検察官の身分を十分に保障して安んじて其の職務を執るやうに致すことが肝要でありますので、十分其の點を考慮し公正なる活動をなすやうに遺憾なきを期すると云ふことであります、第八に、検察官の政治運動に關しまして、裁判所法に依りますと、裁判官の政治運動の禁止に付ては明かに規定を設けられてありますが、検察官に付いては、本法に於て其の規定がありませぬ、檢察官も矢張り同様に積極的政治活動を禁止するの規定を要する如くに考へられるのであります、既に述べました通り、検察官と云ふものは元來が一般の行政官と同じでありますので、此の點に付ては他の一般行政官と同様に取扱ふのが適當なるものとして特に規定をしなかつたのであると云ふことであります、第九に、年齢の差違した時、其の他の下級裁判所の裁判官は年齢が六十五年に達した時に退官をすることになつて居ります、本法案に於ては検事正は年齢六十五年、其の他の一級官は年齢六十三年に達した時に退官をすると云ふことに

なつて居りまして、裁判官と検察官との間に其の退官の年齢に於て相違が出来て居るのであります、從來は裁判官も検察官も同様でありますたが、今回斯くの如くに差違を付けた其の理由は、元來検察官の職務は裁判官の職務に比して、其の性質上極めて積極的活動的であるので、體力智能等の點に於て裁判官よりも低くするのが適當である爲に差違を設けたのであると云ふことがあります、以上の外に各種の質問がありましたが、それは省略を致します、以上質問を終りまして討論採決の結果、全會一致を以て原案通り可決決定を致しました、次に下級裁判所の設立及び管轄區域に関する法律案に付して申上げます、裁判所法の規定に依りまして、從來全國に七箇所の控訴院が、それゝ其の都市に於て高等裁判所と云ふことになり、それに加へて今回新たに四國の高松市に高等裁判所が設置されますことになりました結果、從來廣島及び大阪の管下に屬して居つた區域の一部をそれゝ新設の高等裁判所の區域に移さなければならぬとの、各地方裁判所の名稱は其の所在地の都市の名稱を附することになります爲に、幾つか名稱を變へなければならぬ、又檍太沖繩等の裁判所を廢する結果、管轄に移動を生じたと云ふやうな極めて事務の内容でありますて、別に何の問題も生ずる性質のものであります、せぬ爲に、何等の質問もなく討論採決

の結果全會一致を以て原案通りに可決決定致しました、次に裁判所職員の定員に関する法律案に付て申上げます、此の法案に於ては裁判所の裁判官の定員を指定してありますのみならず、從來裁判所の書記たるの職務を執つた者であつて將來裁判所の事務官となる者の數が實に三千八百名近くにも及ぶ非常な多數の定員になりますに付て、本來此の事務官は從來の判任官に相當するものでありますから、斯う云ふ立場にある者、而も是程の多くの定員を應々管理する者、而も是程の多くの定員を應々管理する者とが申せるのであります、そこで法律に規定した結果は、假に極端な場合を想像するならば、唯一の事務官を増員し、或は減員するに付ても一々額頭となる法律の手續に依らなければならぬと云ふことになりますのみならず、斯くの如きであつては却て將來非常に困ることが起ると云ふことが憂へられるのであります、然る處、此の點は裁判所法に於て裁判官及び裁判官以外の裁判所職員の定員は、それゝ別の法律を以て規定すると云ふことになつて居ります爲に、此の法律に依つて制定されることになつたのでありますと、一つには、今回裁判官なるものが全く獨立して、名實共に獨立をするやうになつ

つた上からは、裁判所裁判官以外の職員も亦一般の行政官吏よりは聊か其の定員等の點に付ても、區別を付けるのが宜いと云ふやうな考から此の法律に規定するやうになつたと云ふことでもあります、従つて將來非常に困難な事態に遭遇することも豫想されないでは無いので、左様な場合に於ては又十分に考慮する積りであると云ふことになりました、以上で質問を終りまして、討論採決の結果、是亦全會一致を以て委員会通り可決決定を致しました、次に裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律案に付て申上げます、此の審議に當りまして、或る委員から最高裁判所の裁判官なる者は新憲法に依つて三権分立の建前から著しく其の地位が高められたばかりでなく、法令審査の職務迄も持つことになつたと云ふことは極めて重大なるものがあるのだ、國家社會に由々しき影響與ふるものであると云ふことを説かれまして、それだけに最高裁判所の裁判官は、各部門に亘つて不斷の研鑽努力を要する上から單なる報酬と云ふふ心を別にして、専心其の職務を遂行することを得せしめることを要すると云ふ趣旨を以て、極めて熱心に力強く意見を述べられました、本法案に於て、「最高裁判所判事の受ける報酬の額は、國務大臣の受ける俸給の額と同額とする。」とあるのは、未だ十分ならざるものであつて、

は、簡易裁判所の裁判官と云ふものは、畢竟も國民大衆に接近して、極めて親しみを持ってて其の職務に當る者で、其の職務は極めて重いのみならず、其の職務に適切なる人を得る上からも、原案如く單に二級官に止めたのであつては、到底所期の目的を達することが出来ないのだと、それであるから、是原案の如く二級官に止めずして、一級官にも進み得る途を講すべきものであると云ふ趣旨を以て、是亦極めて強主張をされたのであります、其の點付ては、司法當局に於ても矢張り同様の意見であつたのであります、然るに其の關係、又此の簡易裁判所と云ふのの性質に付て、其の豫算の編成のから、どうも關係の官廳に十分に其重要なことの認識を與へることが出来なかつた爲に實現をすることが出来なかつたけれども、近き將來に於ては、分に其の點を探入れて考慮を加へようと云ふことと云ふことと云ふことと云ふことに亘るやうではあります、それが、此の本法案に於て、裁判官は報酬を受ける、俸給を受けると云ふやうに規定してはありませぬのです、そで報酬と云ふのは、體どう云ふ性質のものであるが、從來の俸給に加ふれば、一般行政官に付ては法律の規定

裁判の職務についての規定は、憲法の規定に於て矢張り報酬の點は、憲法の規定に於て矢張り報酬よりは、頗る煩雑なる法律の手續に據らなければならぬ爲に、他の一般の行政では、不利益な立場に立つと云ふことは、考へられるのであります、處が、この點は、憲法の規定をして居り、それを受け裁判所法も矢張り報酬とし、従つて此の法条も報酬としてありますので、報酬の性質、俸給との關係に付ては、色議論もあるでありますけれども、此の場合に於ては、報酬は俸給と云ふ意味と解して規定をされたと云ふことになります、若し左様に解釋されると、他の財産的の給付も含まれるものとしますと、或は裁判官の立場は、一の行政官よりも不利なことになることが考へられるのであります、然るに、場合に、餘儀ないことで、それに堪へければならないが、能く此の點は尙究して見ると言ふことがあります、以上の外に報酬と想給法の關係に付する質問がありましたが、省略を致す、以上の質問を終りまして、採決に入りました處、前述しました、高等裁判所の裁判官並に簡易裁判所の裁判の報酬に付て極めて強き意見を述べた委員より、附帶決議を附すべし云ふ提案がありました、其の附帶決議を朗説致します。

に 議とから官裁にまで尙研究なると一般的のいふと酬金と此とを看け付城



昭和二十二年三月三十日

委員長 男爵北大路信明

貴族院議長公爵德川家正殿

〔男爵北大路信明君登壇〕

○男爵北大路信明君 只今上程致され

ました國有財產法の一部を改正する法律案特別委員會の審議の經過並に結果

を御報告致します、本委員會は三月二十九日正副委員長の互選を行ひ、引續

いて國有財產法の一部を改正する法律案外七件の大藏省所管法案に付きましては厚

生大臣より、それゞゝ説明を聽取致し

て、大藏政務次官より、勞働者災害補償保険法案外一件に付きましては厚

生大臣より、さうして本日午前中質疑を續け、

次いで討論に入り、採決致しましたる

付託議案十件は悉く全會一致を以

て、原案を可決すべきものなりと決

定致しました、各法案の提案理由

由並に其の内容に付きましては、本會議に於きまして、大藏

大臣及び厚生大臣よりそれゞゝ

御説明のあつたことでござりますか

ら、之を茲に反覆致すことを省略致し

まして、直ちに委員會に於ける質疑應

答の主なるものに付御説明申上げま

す、先づ一委員より、企業再建整備法

に關聯して、不動産の評價は國家補償

と重大な關係があるから、財產税の評

價基準に従ふを適當と考へるが如何と

の質問に對し、政府委員より、企業の

評報額の上昇に伴ひ保険料增收となつ

たこと、又醫療費の上昇が一般物價に

將來の堅實性を考慮して、將來生產繼

續に必要な固定資産の評價は、原則と

して帳簿價格に依ることとしたが、法

定普通償却額以上の償却を行つて居る

場合には、其の超過分を戻すことが出

来ることとし、又低評價に依る會社の

含み益の享受の公平を期する爲、増資

新株は舊債權者にも割當をしめる等の

措置を講じ、國民に御迷惑を掛けない

やうにしたいと考へて居る旨の答辯が

ございました、又一委員より、厚生保

險特別會計法の積立金の源泉は勞働者

即ち被保険者と事業主の拂込保険料で

あると思ふが、此の責任準備金の運用

に付ては、勞働者、事業主の意向を重

んずべきではないかとの質問に對しま

して、政府委員より、從來の行き方で

行ふ、即ち全部預金部に預入れて居

る、拂込人の人々の意見に従ひ運用す

るか、或は運用委員會に依るかと考慮

はして居るが、此の運用は確實を期す

る必要がある爲、從來と變りはないと

の答辯がございました、又健康保険法

の一部を改正する等の法律案に關し

て、健康保險の收支に餘剩を生じた理

由、及び餘剰金に對する方策如何との

質問に對し、政府委員より、剩餘の積

立金は二億三千萬圓程度で、一箇年の

保險料は大體二億圓で、其の餘剰を生

じた理由としては、家族の疾病率の統

計がなかつた爲、家族に付ても一般勞

働者並の統計に依つて扱つたこと、標

の質問に對し、政府委員より、企業の

評報額の上昇に伴ひ保険料增收となつ

比例しなかつたこと等であり、其の餘

剩金に付ては勞働者に還元する意味

で、健康保險専門病院の建設と保險料

率の改正を行ひたいと云ふことでござ

いました、又保険醫が不深切である

が、今後は醫療其のものを改善するの

みならず、施設に付ても考慮してはと

の間に對しては政府委員よりは、健康

保險の受診率は次第に上昇して居る、

運營がうまく行かないのは診療費の低

額な爲である、之に付ては各府縣に診

療費の算定協議會を設けて改善して行

きた、醫藥品の不足の爲健康保險の

診療價格ではやつて行けないこと、之

に對しては醫藥品の一定量を健康保險

の診療實績に應じまして配給をして行

きたい、其の他事務の繁雜であると

善して行きたいとの答辯がございまし

た、又厚生年金法で結婚手當金を外し

たが、其の理由及び其の處置如何との

質問に對しましては、政府委員より、

答辯がございました、又健康保險法

の一部を改正する等の法律案に關し

て、健康保險の收支に餘剩を生じた理

由、及び餘剰金に對する方策如何との

質問に對し、政府委員より、剩餘の積

立金は二億三千萬圓程度で、一箇年の

保險料は大體二億圓で、其の餘剰を生

じた理由としては、家族の疾病率の統

計がなかつた爲、家族に付ても一般勞

働者並の統計に依つて扱つたこと、標

の質問に對し、政府委員より、企業の

の後の處置として既納保險料は還元し

重要な法案であるが、時間の少い爲、

細部に亘り質すべきことはまだあると

思ふが、其の趣旨は賛成すべきもので

あるから、原案全部に賛成をする。唯

厚生省から之の二法案は勞働基準法の裏

附けになるべきものであるから、勞働

者があんじて生産の能率を擧げ得るや

う、關係各方面は協力して其の運用に

萬全を期せられたいとの希望がござい

ました、さうして採決に入りましたる

處、全會一致を以て付託議案十件は、

全部原案通り可決せられたのでござい

ます、簡単ではございますが、以上を

れば、全きを期し得られると思ふとの

答辯がございました、又勞働者災害補

償保險法、第五十二條の罰則は、勞働

基準法の罰則に比して重くなつて居る

理由はどうかとの質問に對しまして、

政府委員より、此の保險で罰則を重く

したのは、勞働基準法の災害補償を行

ふと云ふ實體法規であること、法律に

違反する者があれば、保險の運營がう

まうま行かない爲、一般勞働者の保護

が影響することとなるからであるとの

理由がございました、又船員に對する

災害補償の保護制度は別に考慮して居

たのであります。また、尙其の他質疑はございました

が、詳細は速記録に譲ります、次いで

十案全部を議題に供して討論に入りました

たので、今回の改正で之を削除し、其

○議長(公爵德川家正君) 十案の第二

○議長(公爵德川家正君) 御異議ない

と認めます

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家正君) 御異議ない

と認めます

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵德川家正君) 西大路子爵

の動議に御異議ございませぬか

二讀會を開かれることを希望致します

いませぬか

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○子爵西大路吉光君 直ちに各案の第

二讀會を開くことに御異議ございませぬか

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵德川家正君) 御異議ない

と認めます

諸會を開きます、御異議がなければ、全部を問題に供します、十案全部、委

員長の報告通りで御異議ござりませぬ  
か

○議長（鶴徳川家正君） 御異議なしと認めます、委員長黒田英雄君

右可決スヘキモノナリト議決セリ依  
テ及報告候也

きましては、委員會に於て大藏大臣  
り遺憾の意を表されたのであります  
が、委員諸君に於きまして熱心に御  
議下さいまして、昨日、本日に亘り  
して審議を致し、本日各案共、原案  
り可決すべきものと決定を致したの

まして、各税に付相當の改正を行ふこととなつて居るので之に伴ひまして、租税及び印紙收入の國庫の收入額と致しましては、昭和二十二年度に於

○子爵西大路吉光君 直ちに各案の第  
三讀會を開かれることを希望致しま  
す

○子爵植村家治君 賛成  
○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵  
の勧義(御異議)ござはまづなか

「異議なし」と呼ぶ者あり】

と認めます

○議長(公爵徳川家正君) 十案の第三

諸會を開きます。十案全書 第二諸會の決議通りで御異議ございませぬか

○議長（公爵徳川家正君）　御異議ない  
と認めます

○議長(公爵徳川家正君)此の際議事

日程に追加し、所得税法を改正する法律案、法人税法を改正する法律案、特

別法人税法の一部を改正する等の法律案、土地臺帳法案、家屋臺帳法案、地

方税法の一部を改正する法律案、地方税法を改正する法律案、相続税法を改正する法律案、以上八案を括し第一讀會ノ續を開き、委員長の報告

十二年度に於きまして、増額を要すべ  
き地方の所要財源の範囲と一應、三百  
十二億圓餘と概算を致しまして、其の  
額依つて賄ふことと致したと云ふのであ  
ります、又分與稅は既定の額と今回增  
額しますする分を合算致しますと云ふ  
と、道府縣分が七十四億圓餘であります  
して、六割七分、市町村分が三十六億  
圓餘でありますとして、三割三分に當ると  
言ふのであります、次に委員會に於き  
まする質疑の中、主なるものと、之に  
對しまする政府の答辯の大要を御紹介  
申上げたいと思ひます、先づ一委員よ  
り、政府は昭和二十三年度豫算に於き  
まして、租稅收入を二十一年度に比べ  
まして、相當増額して居ることになつ  
て居るが、政府は本年度の國民所得を  
幾らに見積つて此の稅制の案を立てた  
のであるか、又現在の物價及び生活上  
の安定感を失つて居る國民に對しまし  
て、此の租稅の負擔と云ふものは過重  
とは考へないか、果して實行上に於て  
支障がないかと云ふやうな質問があつ  
たのでありますするが、之に對しまして  
は、政府に於きましての答辯は、租稅  
の大宗でありまする所得稅に付ては、  
に依りまして、金錢所得の激増に對し  
まする適正負擔を定めて居るのであり  
て、基礎控除及び扶養家族の控除の金

に於きまして考へまして、此の程度の租税負擔は過重とは考へられない、負擔が出来るものと考へて居る、又國民所得と云ふものを標準として作つたものではないと云ふやうな答辯であつたのであります、次に申告納稅制度に付ての質問であるのであります。が、是は三の委員から質問もあつたのであります。が、政府は所得稅、法人稅、相續稅等に付きまして、申告納稅制度を採用することとなつて居るが、永年稅務署の決定に依つて納稅した納稅者に取りまして、新制度の趣旨を理解徹底せしむることは、短時日に於て容易のことではないのである、又國民道義觀念の低下して居る今日の現状に於きまして、正確な申告納稅と云ふものを期待することは困難である、結局課稅が各納稅者に付て的確を缺いて、歲入陥陥を生ずる虞がないかと云ふやうな質問があつたのであります、之に對しまして政府と致しましては、申告制度に付ては十分考へたのであるが、既に財產稅に於て其の制度を採つたのであるし、所得稅は前年の實績に依つて課稅したものを、今回は其の年の豫算に依つて納稅して貰ふと云ふことにしたのであるが、それは負擔を著しい例であります、日本の現状に於きまして考へまして、此の程度の租税負擔は過重とは考へられない、負

ても適當であると考へる。財産税に適用した結果から見ましても、申告納税制度は實行出来ると云ふ確信を得たと申すやうな答でありますし、又豫算課税を行ひまする爲には、どうしても此の申告納税の方法を執ることが必要でありますのでありますし、又豫算課税を推進して、自主的に納税すると云ふ制度を確立することが誠に好ましいことであるから、今申しましたやうな各税に付ても、豫算申告納税制度を採用したのでありまするが、此の制度の成程を擧げまする爲には、納税者の協力を第一の條件となるのでありますて、周知、理解等に付きましては、十分の考慮を致し、自主的納税に資する積りでありまするが、尚豫算申告納税に付きましては、三箇月毎に所得の状況の變動に應じて修正申告も致し、最後の翌年の一月になりますてから、其年の實績に依つて税金を改算して過不足を精算すると云ふ建前にしたのであります、申告がない時は税務署の調査に依つて決定した税金を徵收して申告が不適當でありますれば、税務署の調査に依つて之を更正した税金を徵收することとなるので、經濟状況の變動の激しい今日に於きましては、國庫の收入を圖る上に於きましても、此のことが必考へると、又納稅者に於きましても、要であつて、之に依つて收入を期待し、著しい歳入缺陷になる虞がないと申します。

不景氣のやうなことがあつて、歳入が減るやうな場合に於ては、其の中途に於て更正し修正致しまして、納稅額が相續稅に第三者の通報制、即ち密告制度を採用した點に付ての質問があつたのであります、次に所得稅、法人稅、の如きに付しましては、此の運用如何に依つては、非常に相當厄介な事態が考へられるのではないか、或は會社ゴロと云ふやうな者が、色々な密告をするとか云ふやうなこともあらうし、又官吏或は待遇者が知り得たることを言ふ事態もあるが、如何なる標準で以てさう云ふ風なことを見るか、と云ふやうな色々な問題があるではないかと云ふことは、密告制度のことと大分財產稅の場合に於て、之を設けまする時に於て、政府部内に於ても相當異論があつたのであるが、併し今日に於ては是宣いと云ふ確信を得たと云ふ大藏大臣の答辯もあつたのであります、是等の密告制度に依りまして、却て色々な風説等に依つて、非常に迷惑をする者も、寧ろ是等は密告したら宜いぢやないかと云ふ風にして、却て樂になりはしないか、又濫に密告をすれば、之に對しては處罰の規定もあるのでありますし、又密告をしたからと言つて必ず

しも報酬をやる譯ではない、例へば會社ゴロと云ふやうな者は報酬はやらぬ、又脅迫其の他不法行爲に依つてした場合に於ては、勿論是は處罰の規定もあると云ふやうなことであつたのであります、次に新興所得階層に對しまして、所得税の累進課税だけ自慢を達すると云ふ風に考へて居るかと云ふやうな質問があつたのであります。が、之に對しましては政府の答辯は、新興所得階層に對します課税の充実を圖る上に於ては、唯累進税率を引上げるだけでは却て申告が、税率が高ければ申告をしないと云ふやうな處もあるのであります。第一に其の所得を正確に把握すると云ふことが必要であることは勿論であります。が、それ等はあるのであります。が、之が爲には調査上、格段の努力を致す積りである。即ち此の種の調査は、甚だ困難であることは勿論であります。が、それ等は外形に現れて来るやうなことを捉まへる、即ち不動産を買ふとか、或に商品を買つたとか、或は財産税の調査の際に現れたもの以後に取得したものとか、又は消費の方面からして所得を推定する等の、各方面からの資料を集めまして實體把握に努めて居るのであります。將來も一層此の方面に調査の主力を注ぐ積りであると云ふ風な答辯であつたのであります、其の他所得税に關しまして保険料の控除を今回廢止になつて居る理由の質問もあつたのであります、又有に債證券の移轉の場合に於きま



貴族院議長公爵德川家正殿

卷之三

伯爵後藤  
藏書

○伯爵後藤一藏君 只今上程になりま

した船舶公團法に關する特別委員會の

審議の経過並に結果に付きまして御報告を致します、本法案は他の公勅法と

別に本會議に於て、曩に本委員會に付

託となり、本委員會に於きましても、

先づ別個に審議を終了致しましたの  
ご、次に御報告は左二回ござる大體で

て、妙に御報告を先に申上ける次第でござります、本法案は本日本委員會に

付託と相成りまして、即日審議を開始

し、慎重なる審議を致しました、即ち

運輸大臣より、本法案の提案理由に付て

詳細なる説明がありましたる後議事に

入りまして、委員と政府との間に熱心なる質疑應答が續けられましたが、

委員會は、政府原案通り、可決すべき

ものと決定致しました、今其の質疑應

答の概要を申上げますと、先づ第一

に、第十五條の關係に付て、公團の業

務を擔當する役員及び職員の身分を給與、其の他の待遇、並に兼職の制限等

其の他の待遇並に勤務の手続等に關しまして、民間人登用の問題を中心

心とし、詳細なる質疑がございまし

た、之に對し政府は、公團の業務の内

容に鑑み、廣く有能の人材を民間より

も採用する必要があるので、特に政府

職員と云ふ特別が身分を定め、其の給  
與に付ても一般官吏の給與と異なる特例

を設けて、有能なる民間の人材登用に

遺憾なきを期することと致したのである、又兼職の制限に付ては、法律の趣旨は利害關係ある事業に付ての兼職を禁止致して居るものであつて、本法に規定せられて居ない事業への兼職は差支ない譯であるが、公團の業務の重要な點に鑑み、兼職の濫用は避けることとしたいとの答辯がありました、次に第十六條の業務に關する規定を中心として、公團に於て必要とする資金、資材の問題を初めとし、業務の全般に亘りて、公團に於て必要な船舶の具體的、數字的質疑が行はれましたが、之に對して政府は、極めて詳細な具體的答辯があり、又之に關聯致しまして賠償との關係に於て、公團の計畫實施に必要な船舶の造修能力等の見込に付ての質疑がありました、之に對しては具體的數字に基いて製造能力及び修理能力の説明がありました、又我が國としては、是非とも必要な修理能力は殘存するやうに出来るだけ努力しつゝあると云ふ答辯がございました、又之に關聯致しまして、現在緊急とされて居る石炭の増産に付ても、兎戸輸送の方面が等閑に附せられて、計畫に支障を來すことが多いのに鑑みまして、現存の船舶の修理等を促進する對策は十分であるかとの質疑に對しまして、政府は經濟安定本部とも緊密に連絡を執り、現在は修繕第一主義を以て資材の優先確保、修繕

講じてある外、本公團の設立に依つて、船主のみでは行ひ得ない大修繕及び改造等が實行、促進されるものである旨の答辯がございました、以上が質疑の主要なる點であります、尚此の外にも、船主の金融の問題、運賃の問題、其の外種々なる點に付て色々の質疑が行はれたのでござりますが、詳細の點に付きましては、速記録に依つて御承知を御願ひ致します、以上を以て質疑を終了し、討論に移りましたが、別段御異議がなく採決に入り、全會一致を以て本案を可決すべきものと決定を致しました、以上を以て私の御報告を終ります

○議長(公爵徳川家正君) 別に御發言もなければ、本案の採決を致します、本案の第二讀會を開くことに御異議ございませんか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○子爵西大路吉光君 直ちに本案の第二讀會を開かれることを希望致します

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵の動議に御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 本案の第一部を追加する  
讀會を開きます、御異議がなければ、本部を問題に供します、本案全部委員会の報告通りで御異議ございませんか  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議なしと認めます

○子爵西大路吉光君 直ちに本案の御三讀會を開かれることを希望致します

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵の動議に御異議ございませんか  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議なしと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 本案の第二讀會を開きます、本案全部、第二讀會の決議通りで御異議ございませんか  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議なしと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 此の際議事正する法律案の第一讀會ノ續を開き、委員長の報告を求めたいと存じますが、御異議ございませんか  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない認めます、委員長四條侯爵

二、全長御中三會事政  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依  
テ及報喜也  
昭和二十二年三月三十日  
委員長 侯爵四條 隆徳  
貴族院議長公爵徳川家正殿  
〔侯爵四條隆徳君登壇〕  
○侯爵四條隆徳君 只今議題となりました  
したる、地方競馬法の一部を改正する  
法律案の委員會の經過並に結果を御報  
告申上げます、本委員會は本日午後一  
時より開きまして、先刻終了致しまし  
た、此の改正案は衆議院提出案であり  
まして、地方競馬法の中の、「第三條の  
「この法律により競馬を行ふ」を「第  
一條第一項に規定する馬事團體の行ふ  
競馬」」に改め、左の但書を加える。  
但し、主務大臣は、馬事の振興を圖る  
ため必要ありと認めるときは、北海道  
六箇所以内、都府縣各二箇所以内と  
することができる。」以上のやうな改正  
案であります、其の提案理由と致し  
ましては、地方競馬法制定以來、競馬  
は健全なる發達を成しつゝあるが、馬事  
の振興を圖る爲には、地方の事情に  
依り競馬場の數を増加するの必要があ  
ることとの提案理由でござります、委員會  
に於きましては、先づ政府より以上の  
衆議院の提案理由の御説明があり、且  
現下我が國保有馬の非常なる減少に鑑  
み、政府に於ても本改正案に賛成なる

旨御説明がありました、次に委員會に於ける質疑の主なるものを御紹介申上げます。一委員より公認競馬出走資格馬は種馬候補馬である、地方競馬の御質問に對し、御意見の通りであつて、現在に於ても斯くの如く取扱つて居るとの御答辯でありました、次に地方競馬は、各府縣二箇所の必要ありや

居るとの御答辯でありました、次に地馬は馬車振興に必要であつて、本改正案は現状、適切なるものと思ふとの質成の御意見があり、且競馬を公正明朗に執行されるやう希望の御意見が述べられました、次に採決に入りました



讀會を開きます、四案全部、第二讀會の決議通りで、御異議ございませんか

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます、明日は午前十時より開會致します、議事日程は決定次第、彙報を以て御通知に及びます、本日は是にて散會致します

午後三時五十一分散會

定價 一部 七十錢

發行

東京都新宿區市ヶ谷本村町  
電話九段五三印局